



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2012 AUGUST/136号

★ 2012年著作権法改正(2)ーアクセスコントロール技術の保護 ★

本年6月20日に成立した改正著作権法により、アクセスコントロール技術を保護し、リッピングを違法とする規定が導入されました。本規定は本年10月1日から適用されます。

1. 「アクセスコントロール技術」および「リッピング」とは

映画などの市販DVDや有料放送には暗号型の技術(たとえば「CSS」)が組み込まれています。そのためDVDを再生するにはこれに対応した正規のDVDプレーヤーが必要となり、有料放送を視聴するにはB-CASカードなどが必要となります。暗号は映像の再生(アクセス)をコントロールする技術なので「アクセスコントロール技術」と呼ばれ、これを解除してパソコンやプレーヤーのハードディスクなどにコピーして再生可能とすることは「リッピング」(ripping)と呼ばれています。英語の「rip」には「吸い出す」「はぎ取る」「引き裂く」などの意味があります。

2. 禁止される行為

(1) アクセスコントロール技術を解除するソフトや装置(DVDリッピングソフト、「マジコン」、「魔法のB-CASカード」など)を製造・販売する行為

「マジコン」とは、家庭用ゲーム機で海賊版ソフトを実行することができるようにする外付け機器です。「魔法のB-CASカード」とは、違法に売られているカードで、これをデジタルチューナーに差し込むと、WOWOWやスカパー！が無料で視聴できるようになるそうです。そのようなソフトや機器の製造・販売は、差止め・損害賠償の対象となるほかに刑事罰の適用があります。

(2) アクセスコントロール技術が施された市販DVDやゲームソフトをリッピングする行為や「魔法のB-CASカード」などを使用して有料放送をリッピングする行為

たとえば、購入またはレンタルした映画DVDやゲームソフト、有料放送などをパソコンのハードディスクや空のDVDにコピーすることです。差止め・損害賠償の対象となりますが、私的複製にとどまる限り、刑事罰は問われません。

(3) アクセスコントロール技術が施された市販CDをリッピングする行為

現在、アクセスコントロール技術が施された市販CDは全体の1%程度しかないそうです。そのような少数特定の市販CDをiPhoneやiPodに取り込む行為がこれに該当します。差止め・損害賠償の対象となりますが、私的複製にとどまる限り、刑事罰は問われません。

3. いまのところ禁止されていない行為

(1) アクセスコントロール技術が施されていないDVD(現時点ではごく少数)やCD(現時点では大多数)をコピーする行為

将来的には、CDにもアクセスコントロール技術を施すようになっていくのは間違いのないと思われます。

(2) リッピングを伴わない視聴行為

暗号が違法に解除されたDVDや有料放送を視聴する行為自体は、今回の改正でただちに違法になる訳ではありません。しかし、暗号を解除した結果、録音・録画が可能になるケースが多く、そういう録音・録画を行うと、たとえ個人的な目的でも、上記のとおり、差止め・損害賠償の対象となります。